

指定自立支援医療機関（精神通院医療）  
担当医 様

岡山市こころの健康センター  
所長 太田 順一郎  
( 公 印 省 略 )

自立支援医療費（精神通院医療）における  
複数指定医療機関の申請に係る診断書作成について（通知）

平素から、本市の精神保健福祉行政について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 54 条第 1 項の規程に基づく自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定についての具体的な事務手続き等は、「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱」により行っているところです。

この度、上記の要綱のうち第 4 第 4 項（下記参照）について、より適正な実施及び公平性を図ることを目的に、複数医療機関における医療連携を明確にするため、下記の要領にて診断書等の作成をお願いすることになりましたので、ご通知いたします。

なお、この通知確認以降作成する診断書より適用してください。

記

「自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 ～抜粋～」

第 4 支給認定

4 同一の受診者に対し、当該受診者が精神通院医療を受ける指定自立支援医療機関については、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合、複数指定することを妨げない。この場合においては、必要に応じて適切な指導を行う。

1. 「やむを得ない事情がある場合」とは？

主たる指定自立支援医療機関の主治医が治療上必要と認める医療行為について、その医療機関において行えない場合とする。【医療行為の例：精神科デイケア、検査、リハビリ（言語療法や作業療法等の精神療法に限る）、てんかん及び性同一性障害治療 等】

以下の要件をすべて満たすこと。ただし、主たる病名がてんかん及び性同一性障害の治療はこの限りではない。

- ・同一病名に限る（精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態）
- ・主たる指定自立支援医療機関の主治医が治療上必要と認め、他の指定医療機関に対して診療状況を示す文書を添え必要な情報を提供している

2. 診断書（精神通院医療用）の作成について

上記 1. に該当する受診者が、自立支援医療費（精神通院医療）の申請において、複数医療機関の指定を希望する場合は、その希望するすべての医療機関の診断書を必要とします。（ただし、既に主たる医療機関が指定医療機関の認定となっている場合は主たる医療機関作成の診断書に代えて意見書でも可とします。）

必ず以下の項目を、診断書記載規定項目とは別に、追加記載してください。（裏面【記載例】参照）

主たる医療機関作成の診断書には	他の医療機関を利用しなければならない理由 治療の必要性 他の医療機関名
他の医療機関作成の診断書には	治療状況を示す文書を添え必要な情報を提供されている旨の記載 主たる医療機関名

【記載例】

例Ⅰ（主たる医療機関）

⑨ 備考  
本人の日常生活能力向上のため精神科デイケアの治療が必要である。しかし当院ではデイケアを行っていないため、〇〇病院のデイケアを受けるよう指示した。

例Ⅱ（主たる医療機関）

④ ③病状，状態像等の具体的程度，症状，検査所見等  
.....  
てんかん発作は薬物治療で抑制されているが、再度の発作出現を防ぐため、脳波検査は年2回程度必要である。しかし当病院では検査設備がないため、〇〇病院での検査を受けるよう指示を出している。

例Ⅲ（他の医療機関）

② 発病から現在までの病歴  (推定発病年月日,発病状況,精神科受診履歴等) (貴院での初診年月日,治療歴等を含めて具体的に記載してください。) .....	(推定発病時期 昭和・平成年 月 頃) (診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成年 月 日) 幼少期より..... 〇〇クリニックからの診療情報をもとに当院の精神科デイケアの治療を行っている。
--	--

例Ⅳ（他の医療機関）

④ ③病状，状態像等の具体的程度，症状，検査所見等  
.....  
〇〇診療所にて、言語療法の必要性があるとの診療情報提供があったため、当院にて言語療法の治療のみ行っている。

3. 留意事項について

- ・ 診断書の作成をお願いする意図は、医療に重複がないことを確認するためのものです。
- ・ 既に、複数指定医療機関の申請に係る診断書を作成済で、上記2. の追加記載がない場合、追記または修正をお願いすることがあります。
- ・ 検査については、傷病名を決定するために行う検査は自立支援医療費（精神通院医療）の公費対象外です。  
(同一病名に関する検査のみ対象)
- ・ 診断書を作成すること＝認定ではないため、作成については受診者とよく協議をしてください。

【担当】  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1  
岡山市こころの健康センター 総務係  
電話 086-803-1272